

おめでとうございます

総務大臣表彰

行政相談委員の野上義明さん(東野)と檜山一郎さん(野口)が、総務大臣表彰を受けられました。

野上さんは平成9年から10年間(5期)、檜山さんは平成13年から6年間(3期)と長年にわたり行政相談員としてつとめ、行政への苦情や要望、問題解決にご尽力されました。今回、退職されることになり、その功績が評価され贈られたものです。



檜山さん(左) 野上さん(右)

いちご栽培で

農林水産大臣から認定

大越望さん(門井)が、いちごの品種改良で農林水産大臣から認定を受けられました。

大越さんは、20年をかけて品種改良

を行い、6年前に現在の品種「京虹(きょうこう)」ができあがりました。京虹は、とちおとめより一回り大きく、熟し過ぎても色が黒くならないのが特徴。無農薬のため病気や室温など気にかけることが多いが、理想のいちごができたと話していました。



新しい先生がやってきた!!

4月1日付けで、常陸大宮市国保美和診療所に薄井尊信^{たかのぶ}先生が着任されました。

薄井先生は、平成11年に自治医科大学を卒業し、北茨城市立総合病院内科、笠間市立病院内科を経て、今回の着任にいたしました。

明るい診療所を目指してがんばりたいと今後の抱負を述べられていました。



常陸大宮市農業委員会 役員決定

一般選挙により選ばれた新農業委員による総会が、4月6日に市役所会議室において開催されました。

総会では、新会長に木村與四郎さん、会長職務代理者に益子忠一さんが決定しました。



会長 木村 與四郎さん



会長職務代理者 益子 忠一さん

春の地域安全運動 街頭キャンペーン実施

4月21日から30日までの10日間、春の地域安全運動が実施されました。

当日は、大宮警察署をはじめ大宮地区防犯サポーターなど関係団体の協力のもと、ジャスコ常陸大宮店舗前で啓発物の配布

や防犯の呼びかけなどを展開し、買い物に来た方を中心に地域安全を呼びかけていました。



毎週木曜日は午後7時まで窓口業務の一部を延長しています

本庁及び総合支所では、毎週木曜日午後7時まで市民課等の窓口業務の一部を時間延長しています。

なお、受け付けができるのは、一部の業務に限られますので、担当課へご確認のうえご来庁ください。

(本庁総務課)

延長する窓口業務

- 市民課 住民基本台帳に関する証明、戸籍に関する証明、印鑑登録に関する証明(住民異動及び戸籍届出を除く)
- 税務課 所得証明係、固定資産関係、納税証明関係
- 会計課 金銭の受理

【市立小・中学校の入学人数】

小 学 校				中 学 校			
学校名	男	女	計	学校名	男	女	計
村 田	9	9	18	大宮中	67	71	138
大 場	8	7	15	大宮一	31	22	53
小 場	2	2	4	大宮二	40	36	76
上 野	23	18	41	山 方	25	30	55
大 宮	25	25	50	美 和	14	21	35
大 賀	13	12	25	緒 川	22	20	42
玉 川	8	5	13	御前山	16	24	40
塩 田	4	3	7	合 計	215	224	439
世 喜	8	7	15				
大宮西	39	39	78				
山 方	11	7	18				
山方南	11	10	21				
檜 沢	4	3	7				
隆 郷	16	9	25				
小 瀬	6	14	20				
八 里	5	6	11				
伊勢畑	2	4	6				
野 口	5	2	7				
長 倉	8	5	13				
合 計	207	187	394				

平成19年4月11日現在



市内では、4月6日に小学校19校で、4月9日には中学校7校で入学式が行われ、多くの来賓の方々や在校生などが迎ええました。今年度の新生は、小学生394人、中学生439人となり、それぞれ新たな希望を胸に新生活をスタートさせました。

ピッカピカの一年生

知って得する
消費者情報⑦

ご存知ですか？

消費生活用製品安全法が改正されました！！

消費生活製品安全法が平成18年12月に改正され、平成19年5月14日から施行されました。今回の改正で、製品事故情報の報告・公表制度ができました。

警告



(新設)

死亡・重傷・火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は国への事故報告が義務付けられました。

公表



(新設)

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。

命令

国は、メーカーや輸入業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止したり、回収するよう命令します。

消費者の皆さんへ

- ・国では、重大な製品事故情報を随時公表しますので、新聞、国や県のホームページなどに公表される事故情報に注目してください。もし、該当する製品をお持ちの場合は、使用を中止のうえ、製造事業者等にご連絡ください。
- ・万一、製品事故の被害にあわれた場合には、メーカー、輸入業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

私たちの消費生活がより安全・安心になります。



《問い合わせ先》

茨城県消費生活センター ☎ 029-224-4722
常陸大宮市消費生活センター(本庁商工観光課内)
☎ 52-2185(直通)